

なにわ筋線中之島駅部土木工事にかかる入札公告及び入札説明書に関する質問について

2020年10月6日
関西高速鉄道株式会社

2020年9月18日公告の「なにわ筋線中之島駅部土木工事」
にかかる入札公告及び入札説明書に関する質問及び回答について、下記のとおりお知らせします。

	質問内容	回答
1	<p>(専任の監理技術者の工事実績について) 入札公告、P 2、2 (2) オ (ii) 配置技術者 (専任の監理技術者) について、監理技術者の有する工事経験で、1年以上従事した実績であるが、下記①の地中連続壁工の施工期間外に従事した場合、工事経験として認められると考えてよいか。 ① 市街地 (人口集中地区 (DID)) における地中連続壁開削工法による地下鉄道構造物の建設工事</p>	<p>従事実績として「地中連続壁開削工法による」実績とさせていただいていることから、地中連続壁工の施工期間を含む1年以上の実績が必要です。</p>
2	<p>(専任の監理技術者の配置について) 入札公告、P 2、2 (2) オ (ii) 配置技術者 (専任の監理技術者) について、関西高速鉄道㈱が同時期に公告又は募集している他の案件について参加申込をされる場合は、本業務で配置する監理技術者を重複配置してはなりません。とありますが、案件①にA技術者とB技術者の複数で申込み、案件Bにも同じ技術者を複数で申し込んだ場合、案件①②には、それぞれ別々の監理技術者を配置できるため、重複配置にならないと考えてよろしいか。</p>	<p>ご質問のとおりです。 なお、落札候補者には、配置技術者調書を提出いただきますが、その時点で重複がない配置としてください。</p>
3	<p>(専任の主任技術者の配置について) 入札公告、P 3、2 (2) カ (ii) 配置技術者 (専任の主任技術者) について、関西高速鉄道㈱が同時期に公告又は募集している他の案件について参加申込をされる場合は、本業務で配置する監理技術者を重複配置してはなりません。とありますが、案件①にA技術者とB技術者の複数で申込み、案件Bにも同じ技術者を複数で申し込んだ場合、案件①②には、それぞれ別々の監理技術者を配置できるため、重複配置にならないと考えてよろしいか。</p>	<p>質問2と同じ。</p>
4	<p>(低入札価格調査基準価格の算出について) 入札説明書、P 18、「24 予定、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格並びに入札結果の公表」中、「低入札価格調査基準価格の算出は、大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領に準じます。」とあり、この算定要領の (ランダム係数処理) 第8条には、「大阪府電子入札システムにより無作為に発生させた乱数処理」と記載されています。本案件で大阪府電子入札システムを用いるのでしょうか。また、大阪府電子システムを用いない場合、どのような方法で乱数処理をするのでしょうか。</p>	<p>本案件で、大阪府電子入札システムは用いません。大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領第8条第2項による「予定価格等のランダム係数処理基準」の考え方を準用し、関西高速鉄道株式会社において表計算ソフトを活用して乱数処理を行います。</p>
5	<p>(配置技術者 (専任の監理技術者) の工事経験について) 入札公告、P 2、2 (2) オ (ii) 配置技術者 (専任の監理技術者) について、コリンズで監理技術者の要件 (1年以上従事した実績) を満たすことが確認できない場合、当該工事の発注者が証明する書類で確認できれば工事経験を有していると考えてよろしいか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
6	<p>(配置技術者 (専任の監理技術者) について) 入札公告、P 2、2 (2) オ (ii) 配置技術者 (専任の監理技術者) について、本案件で専任の監理技術者として配置予定の技術者が、現在他工事でコリンズ登録されている場合、どの時点でコリンズ登録を外さなければならないのでしょうか。</p>	<p>落札候補者には、配置技術者調書を提出いただく予定としており、資格確認上その時点で登録が削除されているのが望ましいですが、契約工期の当初 (12月中旬から下旬予定) より専任配置が可能である旨確認できる書類等があれば、契約工期の当初時点で結構です。</p>
(追加) 7	<p>(総合評価の方法について) 入札公告、P 4、5 (1) 総合評価の方法について、総合評価点評価値は、小数点第5位以下を切り捨てるのでしょうか。</p>	<p>整数値で差がつかない場合は、小数点以下の差がついた値をもって評価値とします。</p>